

倫理基準に抵触と認定

非公開名簿 要求の市議 市政倫審が報告へ

生駒市の課長が3月、議員の求めで非公開の

委員会の委員名簿を渡し、戒告処分を受けたこと絡み、この議員

の行為は「市政政治倫理条例の政治倫理基準等に反する疑いがある」

との市民の調査請求を受けていた市政政治倫理審査会（会長＝中川幾郎・帝塚山大教授、3

る。条例に基づき審査請求は今回が初めて。市によると、問題の委員会は業者選定に係るため、委員名は非公開だった。しかし、課長は2月16日、非公開と認識せずに議員に名簿を渡した。その後、報告した部長から非公開だと知らされ、議員とすぐに会って非公開と伝えたが、名簿は回収できなかったという。審査会では、返却を求めたとする課長と、否定する議員の主張が対立。議員は10月16日の審査会で「当初、非公開と知らなかった。課長からは『取り扱いに注意して』と言われただけ。返却を求められれば返した。無実の罪に陥られるような思いだ」と述べた。30日の審査会では、部長の「返却してもらおうよう指示した」との証言も示され、「課長は返却を求めたと考えるのが自然で妥当」と判断。名簿を返さなかった議員の行為は、条例第4条（政治倫理基準）1項の「職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」の規定に触れると認定する考え方で一致した。この議員は31日、取材に対し「最初に『非公開』と言ってくれれば済んでいた話。納得できない」と話した。審査会は、市から調査依頼があった9月26日から90日以内に、調査結果を文書で市長に報告する。【熊谷仁志】

公開と知らなかった。非公開と知らせに来た課長からは『取り扱いに注意して』と言われただけ。返却を求められれば返した。無実の罪に陥られるような思いだ」と述べた。

30日の審査会では、部長の「返却してもらおうよう指示した」との証言も示され、「課長は返却を求めたと考えるのが自然で妥当」と判断。名簿を返さなかった議員の行為は、条例第4条（政治倫理基準）1項の「職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」の規定に触れると認定する考え方で一致した。

この議員は31日、取材に対し「最初に『非公開』と言ってくれれば済んでいた話。納得できない」と話した。審査会は、市から調査依頼があった9月26日から90日以内に、調査結果を文書で市長に報告する。

【熊谷仁志】